

熊本市指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について

1 指定の効力の停止を受けた指定給水装置工事事業者

指定番号 46

所在地 熊本市東区戸島七丁目11番8号

業者名 第一マルキガス 株式会社

2 指定の効力の停止期間

令和7年(2025年)8月15日から令和7年(2025年)12月14日まで
ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力(令和7年(2025年)8月14日以前に熊本市水道条例(昭和33年条例第37号)第10条第1項の管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るものを除く。

3 事実の概要

(違反1:無届工事)

管理者の承認を受けずに工事を施行したこと。

中央区壺川1丁目において管理者の承認を受けずに工事を施行した。

(違反2:メーターの不正使用)

東区小山3丁目に設置されていたメーターを中央区壺川1丁目に不正に移設し、使用した。

(違反3:無断通水)

中央区壺川1丁目において無断で通水を行った。

4 指定の効力停止の理由

上記事実により、「熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準」第2条に規定する別表の指定要件違反「7 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。」の

① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。

⑧ その他の違反行為(主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき)に該当するため。

5 指定の効力の停止条例等(抜粋)

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条

(指定の効力の停止)

第9条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者に斟酌すべき特段の

事情があるとき又は別に定める基準に該当するときは、管理者は、同条の規定による指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、第4条第1項の指定の効力を停止することができる。

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準第2条

(処分基準)

第2条 指定工事業者の処分基準は、別表のとおりとする

別表 (第2条関係)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
指定要件 違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号 ホ	7 業務に関し不正又は不誠 実な行為をしたとき。 <u>①無断通水、メータ ーの不正 使用等をしたとき。</u> <u>⑧その他の違反行為 (主として管理者の 承認を受けないで工 事を施行したとき又 は工事完成後管理者 の 検 査 を 受 け な っ た と き。)</u>	<u>指定取消し 又は 指定停止 6 月以下</u> <u>指定停止 6 月以下</u>

【問い合わせ先】

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 給水装置班

電話 096-383-1152